

西尾市ネーミングライツ導入に関するガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、西尾市でネーミングライツを適切に運用するための、対象施設や募集方法、応募者の選定方法等基本的な考え方をまとめたものです。

2 ネーミングライツの概要

- (1) ネーミングライツとは、市が所有する施設やイベント等（以下「施設等」という。）に、民間事業者等が愛称を命名する権利のことを言います。命名権を取得した民間事業者等をネーミングライツパートナーと言います。
- (2) 民間事業者等は、市の施設やイベントに愛称を命名することにより、事業者名や商品名を広く周知したり、地域貢献活動のPRができます。市は、ネーミングライツの対価として、新たな歳入を確保できます。

3 愛称

- (1) 愛称は、公共の施設等にふさわしいものとして、親しみやすさや呼びやすさ等市民の理解を得られるものとします。
- (2) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができません。
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 政治性のあるもの
 - エ 宗教性のあるもの
 - オ 社会問題について主義主張にあたるもの
 - カ 公衆に不快の念を与えるおそれがあるもの
 - キ その他、愛称として使用することが不適当であると市長が認めるもの
- (3) 市民の混乱を避けるため、ネーミングライツの契約期間内に愛称の変更はしないものとします。
- (4) 愛称は条例上の名称を変更するものではありません。必要に応じて条例上の施設名称を使用する場合や、併記する場合があります。

4 対象となる施設等

次の方針を基に対象とする施設等を選定する。

- (1) ネーミングライツにより、施設の設置目的又はイベントの開催目的が妨げられないものであること。
- (2) ネーミングライツにより広告効果が見込まれるものであること。

- (3) 条例上の名称決定の経緯に特段の事情がないものであること。
- (4) その他愛称を付与させることが適当と認められるもの。

5 手続きの流れ

ネーミングライツに係る手続きの流れは次のとおりとします。イメージは別表のとおりです。

- ① 対象となる施設等の決定
- ② 募集条件の決定
- ③ 募集開始（市ホームページ、広報等により周知）
- ④ 民間事業者等からの応募
- ⑤ 審査委員会による審査（優先交渉権者の決定）
- ⑥ 優先交渉権者との協議及び契約の締結
- ⑦ 施設表示等の変更
- ⑧ 愛称の使用開始

6 対象となる施設等の民間事業者等からの提案募集

ネーミングライツ事業を行う施設等について、民間事業者等からの提案を秘書政策課で随時受け付けます。

民間事業者等から提案のあった施設等は、原則としてネーミングライツ導入の対象施設として決定し、「5 手続きの流れ」のとおり手続きを進めます。

7 ネーミングライツの対価

ネーミングライツパートナーから得る対価の希望額は、ネーミングライツの対象となる施設等の利用者数や、他の自治体の類似事例を勘案し、当該施設等のネーミングライツの価値を総合的に検討した上で算定します。

また、ネーミングライツパートナーから得る対価を、金銭ではなく役務の提供（施設の維持管理や設備の改修等）とすることができます。

8 ネーミングライツの契約期間

ネーミングライツにおける契約期間は、次のとおりとします。

(1) 施設の場合

原則5年から10年間の期間としますが、施設の性格や指定管理期間等に応じて決定します。

(2) イベント等の場合

契約締結日から当該イベント等が終了する日までとします。ただし、毎年開催されることが見込まれるイベントについては、複数年の提案も可能とします。

9 ネーミングライツパートナーの募集方法等

(1) 募集方法

市ホームページや広報等により周知します。

(2) 応募資格

ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた民間事業者等が応募できるものとします。次の事項に該当する民間事業者等は応募することができません。

ア 西尾市広告掲載基準第5条各号に掲げる業種又は事業者に該当するもの

イ 指定管理者制度を導入している市有施設にあっては、指定管理者の事業目的と競合するもの（指定管理者及びその関連企業は除く）

ウ その他ネーミングライツパートナーとして不相当と認められるもの

(3) 募集期間

原則 30 日以上とします。

(4) 応募がなかった場合の取扱い

応募がなかった場合は、募集の条件を見直した上で再度募集を実施するか、募集を取りやめます。

10 ネーミングライツ審査委員会

優先交渉権者の決定については、ネーミングライツ審査委員会により審査決定します。審査委員会の設置等については別途定めます。

審査のポイントは別紙を基に評価し決定します。

11 優先交渉権者との協議

審査により優先交渉権者として決定した者とネーミングライツ事業の契約に係る事項について協議を行います。優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点順位の応募者と協議を行います。

12 契約の締結

優先交渉権者との協議により契約に係る事項が合意に至った場合は、当該優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、契約を締結します。

13 役割と費用分担

ネーミングライツに伴う西尾市とネーミングライツパートナーの役割と費用分担は下記のとおりとします。

(1) 西尾市の役割

ア ネーミングライツパートナーとして決定された民間事業者等の名称、愛称、ネーミングライツパートナーから得る対価、契約期間等を市ホームページ、広報等により公表します。

イ パンフレットや印刷物等の名称の変更を行います。ただし、残部数や印刷時期を考慮し協議の上変更時期を決定します。

ウ ネーミングライツの導入施設等の利用者数等を、ネーミングライツパートナーに報告します。

(2) ネーミングライツパートナーの役割

敷地内の看板等の表示変更及び契約期間終了後の原状回復をネーミングライツパートナーの費用負担により行います。敷地外の看板等の新設や表示変更についても、市や関係機関と協議の上、行います。

14 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設等のイメージが損なわれる恐れが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できるものとします。

その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担するものとし、納入済のネーミングライツに係る対価は返還しません。

15 契約期間の満了

市は、契約期間の満了に際し、当該施設等に係るネーミングライツの継続実施を判断します。なお、愛称の変更による市民の混乱を避けるため、当該ネーミングライツパートナーは、契約の継続について優先的に交渉できることとします。

16 施行時期

このガイドラインは、令和元年6月1日から施行します。

このガイドラインは、令和3年1月1日から施行します。

このガイドラインは、令和4年4月1日から施行します。

手続きの流れイメージ

施設等所管課	秘書政策課	民間事業者等
①対象施設の検討・決定	ガイドラインと照合	← 対象施設の提案
②募集条件の決定	← 導入の推進	
③募集開始（周知）		→ 応募希望
		↓
受付		← ④応募（申込書等の提出）
↓		
審査委員会開催依頼	→ ⑤審査委員会の開催	
	↓	
導入可の場合	← 優先交渉権者の決定	
↓	結果通知	
⑥協議及び契約		→ ⑥協議及び契約
↓		↓
⑧愛称使用開始		→ ⑦表示変更
		⑧愛称使用開始

ネーミングライツ審査のポイント

審査項目	内容	配点
愛称及び表示	親しみやすさ、呼びやすさ 施設のイメージに合致しているか	30点
ネーミングライツに係る対価	愛称を付与する施設等に対する対価が適切か	50点
地域貢献	地域貢献等に対する期待度	10点
提案期間	市民に混乱が生じない運用ができる期間か	10点

上記審査項目を基に、委員ごとに採点する。